

事業主のみなさまへ

職場のハラスメント対策セミナーのご案内

労働施策総合推進法の改正により、**令和4年4月1日**から**中小企業事業主**に**パワーハラスメント対策**を講じることが義務づけられます。(大企業は令和2年6月1日から義務化)

また、全ての事業主に対して、男女雇用機会均等法により**セクシュアルハラスメント対策**及び**妊娠・出産等に関するハラスメント対策**、育児・介護休業法により**育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策**を講じることが義務づけられています。

神奈川労働局では12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に合わせて、ハラスメント対策に関するセミナーを開催することとしました。

【日 時】

令和3年12月10日(金) 14:00~15:45

※受付開始:開始時間の30分前(13:30~)

【場 所】

横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室

※住所:横浜市中区北仲通5-57

【定 員】

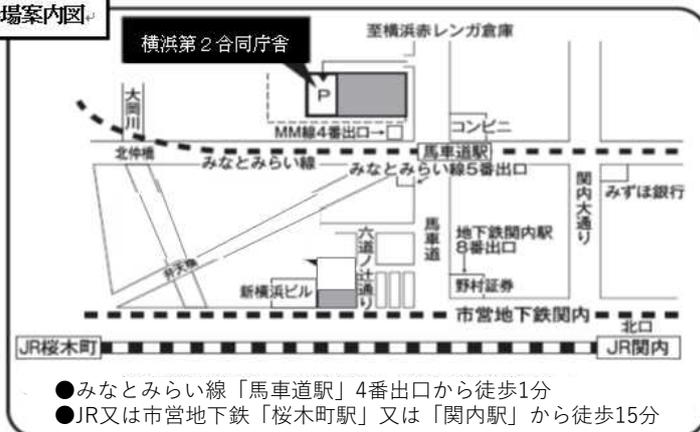
50名(参加無料・要予約)

※各社1名様までのお申込みで、定員に達し次第、締切りとさせていただきます。

【内 容】

- 職場のハラスメント対策について
- 雇用環境・均等部所管法令に関する最近の改正について

会場案内図



【お願い】

- 駐車場の台数に限りがあるため、可能な限り、公共交通機関を御利用ください。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用で御来場ください。また発熱等体調不良の方の御参加はお控えください。
- 換気のため、各自防寒対策をお願いします。

【お問合せ先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

☎ 045-211-7380

※参加のお申込みは、裏面の参加申込書よりお願いします。

職場のハラスメント対策セミナー【参加申込書】

- ・参加希望の方は神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課へ FAXでお申込み ください。
- ・説明会当日は、この【参加申込書】を受付に御持参ください。
- ・お申込みいただいた個人情報は、本セミナーの運営管理のみに使用し、厳密に管理します。

FAX 045-211-7381

お申込み締切り
12月2日(木)

会社名			
所在地			
電話番号	※定員に達した場合に御連絡いたしますので、必ず御記載ください。		
当日の連絡先			
来場者	お名前		
	部署名	役職	

※お申込みは各社1名様まででお願いします。

【日 時】

令和3年12月10日(金) 14:00 ~ 15:45 (受付開始は13:30~)

【場 所】

横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室 (横浜市中区北仲通5-57)